# 様式１

国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令第４条第１項に基づく経済産業大臣の証明申請書

　　年　　月　　日

　経済産業大臣　名　殿

法人番号

名　　　　称

住　　　　所

代表者の氏名

国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令第４条第１項の規定に基づき経済産業大臣の証明を受けたいので下記により申請します。

記

１．経営資源活用共同化推進事業者に関する情報（国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令第３条第１項第１号の事業活動に関する場合は様式２、同項第２号の事業活動に関する場合は様式１０のとおり）

２．特別新事業開拓事業者に関する情報（国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令第３条第１項第１号の事業活動に関する場合は様式３、同項第２号の事業活動に関する場合は様式１１のとおり）

３．特定事業活動に関する情報（国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令第３条第１項第１号の事業活動に関する場合は様式４、同項第２号の事業活動に関する場合は様式１２のとおり）

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

# 様式１０

経営資源活用共同化推進事業者に関する情報

１．経営資源活用共同化推進事業者

|  |  |
| --- | --- |
| 法人名 |  |
| 法人番号 |  |
| 企業規模  （中小企業者（※）に該当するか否か） | * 中小企業者 |
| 日本標準産業分類（平成２５年総務省告示第４０５号）に掲げる小分類番号及び項目名 |  |
| 法人の種類 | * 株式会社 * 相互会社 * 中小企業等協同組合 * 農林中央金庫 * 信用金庫又は信用金庫連合会 |
| 特定事業活動の内容 | 様式１２のとおり |

※「中小企業者」とは、租税特別措置法（昭和３２年法律第２６号）第４２条の４第１９項第７号に規定する中小企業者（資本金１億円以下の法人であって大規模法人の所有に属していない法人又は従業員１，０００人以下の法人等）をいう。

２．株式の保有期間

□　当社は、国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令第３条第１項第２号の事業活動により取得した株式について、その取得の日から５年以上継続して保有する予定です。

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

（記載要領）

□がある項目については、内容を確認の上、該当するものに✔を記すこと。

# 様式１１

特別新事業開拓事業者に関する情報

当社が国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令第３条第１項第２号の事業活動により取得した株式及び当該株式に関する必要な情報は、別表のとおりです。

当社は、別表に記載した株式がそれぞれ全て国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令第２条第２号に規定する特別新事業開拓事業者（内国法人に限る。）のものであることについて、様式１１－１をもって確認しており、また株式を取得した際のそれぞれの株式譲渡契約の内容については添付する様式１１－２のとおりです。

次の特別新事業開拓事業者の要件については以下のとおりです。

□当社による別表の株式の取得は、全て特別新事業開拓事業者の将来における成長発展を図るための株式投資であり、専ら次のいずれかを目的とするような株式投資ではありません。

①株式の価値の変動によって利益を受けること

②株式に係る配当を受けること

③専らデリバティブ取引（金融商品取引法（昭和２３年法律第２５号）第２条第２０項に規定するデリバティブ取引をいう。）を行っている特別新事業開拓事業者から、デリバティブ取引による利益を得ること

④特別新事業開拓事業者に不動産を賃貸し、その特別新事業開拓事業者が更にその不動産を賃貸している場合であって、その特別新事業開拓事業者から賃貸料を受けること

⑤特別新事業開拓事業者に動産をリースし、その特別新事業開拓事業者が更にその動産をリースしている場合であって、その特別新事業開拓事業者からリース料を受けること

□別表に記載した株式のうち、投資事業有限責任組合（投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成１０年法律第９０号）第２条第２項に規定する投資事業有限責任組合をいう。）又は民法組合（民法（明治２９年法律第８９号）第６６７条第１項に規定する組合契約で会社に対する投資事業を営むことを約するものによって成立する組合をいう。）の組合財産であるものは、添付する組合契約書又は様式３－３若しくは様式３－４のとおり、それぞれ次のいずれかに該当する組合のものです。

①申請者の内国法人である完全子会社が無限責任組合員であり、かつ、申請者の出資の金額の総組合員による出資の金額の総額に占める割合が１００分の５０を超える国内の投資事業有限責任組合

②申請者の出資の金額の総組合員による出資の金額の総額に占める割合が１００分の５０を超える国内の投資事業有限責任組合であって、申請者が当該組合の唯一の有限責任組合員であるもの

③申請者の出資の金額の総組合員による出資の金額の総額に占める割合が１００分の５０を超える民法組合

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

（記載要領）

□がある項目については、内容を確認の上、該当するものに✔を記すこと。

# 様式１１－１

確　認　書

　年　月　日

名　　　　称

代表者の氏名

当社は、別表に掲げる特別新事業開拓事業者（　　　　　　　　　　）が、次に掲げる要件を満たすことを確認しています。

１．発行済株式の総数の２分の１を超える株式が同一の法人及び当該法人と特殊の関係のある会社の所有に属している会社等以外の会社であること （注１）

２．金融商品取引法（昭和２３年法律第２５号）第２条第１６項に規定する金融商品取引所に上場されている株式又は同法第６７条の１１第１項に規定する店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であること

３．既に事業を開始しており、次のいずれかに該当する会社であること

* 設立の日以後の期間が１０年未満の会社であること
* 設立の日以後の期間が１０年以上１５年未満の会社であって、直前の事業年度の確定した決算において、研究開発費の額の売上高の額に対する割合が１００分の１０以上であり、かつ、営業損失を生じているもの

４．株式会社であること

５．風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第１項に規定する風俗営業又は同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を営む会社以外の会社であること

６．暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者が役員にいる会社以外の会社及び暴力団員等がその事業活動を支配する会社以外の会社であること（注２）

（注１）次の（１）又は（２）に掲げる会社以外の会社

（１）その発行済株式（その有する自己の株式を除く。）の総数の２分の１を超える株式（当該株式が組合（民法（明治２９年法律第８９号）第６６７条第１項に規定する組合契約で会社に対する投資事業を営むことを約するものによって成立する組合又は投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成１０年法律第９０号）第２条第２項に規定する投資事業有限責任組合をいう。）を通じて法人及び当該法人と特殊の関係のある会社（次の①から③までに掲げる会社をいう。以下同じ。）の所有に属している場合を除く。）が同一の法人及び当該法人と特殊の関係のある会社の所有に属している者

①当該法人が有する他の会社の株式の総数又は出資の金額の合計額が当該他の会社の発行済株式又は出資（その会社が有する自己の株式又は出資を除く。以下同じ。）の総数又は総額の２分の１以上に相当する場合における当該他の会社

②当該法人及び①に掲げる会社が有する他の会社の株式の総数又は出資の金額の合計額が当該他の会社の発行済株式又は出資の総数又は総額の２分の１以上に相当する場合における当該他の会社

③当該法人並びに①及び②に掲げる会社が有する他の会社の株式の総数又は出資の金額の合計額が当該他の会社の発行済株式又は出資の総数又は総額の２分の１以上に相当する場合における当該他の会社

（２）（１）に掲げるもののほか、その発行済株式（その有する自己の株式を除く。）の総数の３分の２以上が法人の所有に属している会社

（注２）次の（１）又は（２）に掲げる会社以外の会社

（１）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員（「暴力団員」という。以下同じ。） 又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者（「暴力団員等」という。以下同じ。）が役員にいる会社

（２）暴力団員等がその事業活動を支配する会社

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

（記載要領）

１．当該様式については、特別新事業開拓事業者ごとに作成すること。

２．年月日については、株式取得日の日付を記載すること。

３．□がある項目については、内容を確認の上、該当するものに✔を記すこと。

# 様式１１－２

株式譲渡契約の概要

１．契約当事者

|  |
| --- |
| 株式取得会社：［　　　　　　　 ］  株式譲渡者：［　　　　　　　 ］ |

２．株式取得概要

|  |
| --- |
| （１）株式発行会社：［　　　　　　　 ］  （２）取得する株式の種類［普通/［ 　］種優先］株式  （３）発行可能株式総数、発行済株式総数及び株式取得前後の出資割合  ①発行可能株式総数［ 　］株  ②発行済株式総数［　 ］株　議決権株式総数［　 ］株  ③株式取得前後の出資割合  株式取得前［ 　］％　　株式取得後［ 　］％  ④株式取得前後の議決権割合  株式取得前［ 　］％　　株式取得後［ 　］％  （４）取得株式数［　 ］株　取得議決権株式数［　 ］株  （５）取得金額の総額［ 　］円  （６）取得日 　　　 年 　　月 　　 日  （７）取得株式の買戻し条項 [ 有 / 無 ]  [趣旨] |

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

（記載要領）

１．当該様式については、特別新事業開拓事業者ごとに作成すること。

２．「１．契約当事者」、「２．株式取得概要」に掲げる事項の記載を含む株式譲渡契約書を添付する場合は不要。

３．株式譲渡者には譲渡した全ての者を記載すること。

４．「（５）取得金額の総額」については、株式発行会社以外の者から購入により取得した金額の総額を記載すること。

５．「（７）取得株式の買戻し条項」については、本契約により取得された特別新事業開拓事業者の株式について、当該特別新事業開拓事業者による買戻しに係る定めが含まれる場合、その趣旨についても記載すること。

# 様式３－３

投資事業有限責任組合の概要

１．投資事業有限責任組合

|  |
| --- |
| （名称） |
| （存続期間）　年　月　日　より原則　年間を限度とする |
| （根拠法令）投資事業有限責任組合契約に関する法律 |
| （１口あたり出資金額）　　　　円 |

２．無限責任組合員

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 氏名又は名称 | 住所 | 申請者の完全子会社である場合✔を記す |
| １ |  |  | □ |
| ２ |  |  | □ |
| ３ |  |  |  |
| ４ |  |  |  |

３．有限責任組合員

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 氏名又は名称 | 出資口数及び割合 |
| １ |  | 口／　口（　％） |
| ２ |  | 口／　口（　％） |
| ３ |  |  |
| ４ |  |  |

※出資口数及び割合は、申請者が他の投資事業有限責任組合を通じて行う出資の金額を除く。

※出資割合が合算して３分の２を上回るまで記載すること。

４．本組合の組合財産である株式銘柄（経済産業大臣の証明を受けようとするものに限る）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 名称 | 住所 | 取得価額 | 取得価額に申請者の出資割合を乗じた額 | 投資事業有限責任組合に帰属する議決権の割合 | | 申請者に帰属する議決権の割合 | |
| 取得前 | 取得後 | 取得前 | 取得後 |
| １ |  |  | 円 | 円 | ％ | ％ | ％ | ％ |
| ２ |  |  | 円 | 円 | ％ | ％ | ％ | ％ |
| ３ |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ４ |  |  |  |  |  |  |  |  |

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

# 様式３－４

民法上の組合の概要

１．組合

|  |
| --- |
| （名称） |
| （存続期間）　年　月　日　より　年間を限度とする |
| （１口あたり出資金額）　　　　円 |

２．組合員たる申請者

|  |
| --- |
| （名称） |
| （出資口数及び割合）　　口／　口（　　％） |

※申請者が他の組合を通じて行う出資の金額を除く。

３．他の組合員

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 氏名又は名称 | 出資口数及び割合 |
| １ |  | 口／　口（　％） |
| ２ |  | 口／　口（　％） |
| ３ |  |  |
| ４ |  |  |

※出資割合が合算して３分の２を上回るまで記載すること。

４．本組合の組合財産である株式銘柄（経済産業大臣の証明を受けようとするものに限る）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 名称 | 住所 | 取得価額 | 取得価額に申請者の出資割合を乗じた額 | 民法上の組合に帰属する議決権の割合 | | 申請者に帰属する議決権の割合 | |
| 取得前 | 取得後 | 取得前 | 取得後 |
| １ |  |  | 円 | 円 | ％ | ％ | ％ | ％ |
| ２ |  |  | 円 | 円 | ％ | ％ | ％ | ％ |
| ３ |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ４ |  |  |  |  |  |  |  |  |

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

# 様式１２

特定事業活動に関する情報

１．特定事業活動の要件

* 特定事業活動は、以下の全ての要件を満たしております。

●申請者の行う事業活動が、自らの経営資源以外の経営資源を活用し、高い生産性が見込まれる事業を行うこと又は新たな事業の開拓を行うことを目指したものであること

●申請者の行う特定事業活動が、国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令第３条第１項第２号の事業活動によりその株式を保有している特別新事業開拓事業者の経営資源を活用して行うものであること（国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令第３条第１項第３号）

●申請者が令和５年４月１日以後の国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令第３条第１項第１号の事業活動による特別新事業開拓事業者の株式の取得に関して同令第４条第１項の規定に基づく経済産業大臣の証明を受けた後において同令第３条第１項第２号の事業活動による当該特別新事業開拓事業者の株式の取得をする場合でないこと（国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令の規定に基づく経済産業大臣の証明に係る基準等第５の１第１号イ）

●申請者が特定事業活動を行うにあたって活用する特別新事業開拓事業者の経営資源が、申請者が十分に有するものでなく、当該特定事業活動における高い生産性が見込まれる事業を行うこと又は新たな事業の開拓を行うことに資するものであること（国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令の規定に基づく経済産業大臣の証明に係る基準等第５の１第２号）

●申請者が国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令第３条第１項第２号の事業活動によりその株式を保有している特別新事業開拓事業者に対して行う資料又は情報の提供その他の協力が、当該特別新事業開拓事業者の成長に貢献するものであること（国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令の規定に基づく経済産業大臣の証明に係る基準等第５の１第３号）

●申請者が国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令第３条第１項第２号の事業活動によりその株式を保有している特別新事業開拓事業者について、当該株式を取得の時において当該特別新事業開拓事業者が営んでいた事業を引き続き営んでおり、かつ、当該取得の後において他の者の事業の全部又は一部を譲り受けたことがないこと（国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令の規定に基づく経済産業大臣の証明に係る基準等第５の１第４号）

２．実施を予定する特定事業活動の内容

|  |
| --- |
| （１）株式取得の目的  （２）特定事業活動の実施に当たり活用を予定する特別新事業開拓事業者の経営資源  （３）特別新事業開拓事業者への提供を予定する資料又は情報の提供その他の協力の内容  （４）特別新事業開拓事業者が株式を取得した時に営んでいた事業の内容 |

３．申請者の事業所の産業分類

* 申請者は、今回の特定事業活動を行うに当たって、関係する事業所が日本標準産業分類（平成２５年総務省告示第４０５号）に掲げる次の分類項目のいずれにも属していません。

●中分類 ６５ 金融商品取引業、商品先物取引業

●中分類 ６８ 不動産取引業

●中分類 ６９ 不動産賃貸業・管理業

●中分類 ７０ 物品賃貸業

４．特別新事業開拓事業者の産業分類

* 申請者が特定事業活動を行うにあたって活用する特別新事業開拓事業者の経営資源は、日本標準産業分類に掲げる次の分類項目のいずれかに属する事業所の有する経営資源ではありません。

●中分類 ６５ 金融商品取引業、商品先物取引業

●中分類 ６８ 不動産取引業

●中分類 ６９ 不動産賃貸業・管理業

●中分類 ７０ 物品賃貸業

―――――

上記の内容について、当社として相違ありません。

年　月　日

法人番号

（特別新事業開拓事業者）会社名

代表者（役職名）　氏名

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

（記載要領）

１．当該様式については、特別新事業開拓事業者ごとに作成すること。

２．□がある項目については、内容を確認の上、該当するものに✔を記すこと。

３．「２．実施を予定する特定事業活動の内容」に関し、当該株式取得の報告に関する資料（取締役の同席を伴う会議等（取締役会、経営会議、投資委員会等）の議事録該当部分又は様式１２－１）を添付すること。ただし、（１）から（４）までの事項に関する記載を含むプレスリリース等の公表資料を添付する場合は、当該株式取得の報告に関する資料の添付及び「２．実施を予定する特定事業活動の内容」の記載は不要とする。

４．「３．申請者の事業所の産業分類」及び「４．特別新事業開拓事業者の産業分類」に関し、✔が記されていない場合、経済産業大臣より追加で必要な資料の提出を求めることがある。

# 様式１２－１

株式取得の報告に関する資料

|  |  |
| --- | --- |
| １．会議体名 |  |
| ２．日時 | 年　月　日（曜日）（　時　分～　時　分） |
| ３．出席役員名等 |  |
| ４．報告事項 |  |
| （意見がない場合） | **１．〇〇への株式取得について報告が行われ、異議はなかった。（経営企画部）**  **２．○○へのコミットメントライン設定の件（経理財務部）** |
| （意見があった場合） | - |

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

（記載要領）

１．当該様式については、特別新事業開拓事業者ごとに作成すること。

２．プレスリリース等の公表資料又は取締役の同席を伴う会議等（取締役会、経営会議、投資委員会等）の議事録該当部分を添付する場合は当該様式の提出は不要。

# 様式５

国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令第４条第１項の規定に基づく経済産業大臣の証明

年　　月　　日

経営資源活用共同化推進事業者名　殿

経済産業大臣　名

国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令第４条第１項の規定により、　　　年　　月　　日付で申請のあった、経営資源活用の共同化に関する事項について、国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令の規定に基づく経済産業大臣の証明に係る基準等第５の１に規定する基準に適合することを証する。

なお、経営資源活用の共同化に関する事項のうち、特別新事業開拓事業者の情報並びに特別勘定及び当該株式に関する状況等については、別表のとおりである。

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

# 様式６

国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する

経済産業大臣の変更証明申請書

　　年　　月　　日

　経済産業大臣　名　殿

法人番号

住　　　　所

名　　　　称

代表者の氏名

　　　　　年　　月　　日付で証明を得た経済産業大臣の証明について、国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令の規定に基づく経済産業大臣の証明に係る基準等第６の５（同基準等第６の１８において準用する場合を含む。）の規定により、下記変更後も、引き続き、同基準等第５の１に規定する基準に適合することの証明を受けたいので申請します。

記

１．変更内容

|  |  |
| --- | --- |
| 変　更　前 | 変　更　後 |
|  |  |

２．変更の趣旨及び変更後も国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令の規定に基づく経済産業大臣の証明に係る基準等第５の１に規定する基準に適合するとする理由

|  |
| --- |
|  |

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

# 様式７

国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する

経済産業大臣の変更証明通知書

年　　月　　日

経営資源活用共同化推進事者名　殿

経済産業大臣　名

　　　年　　月　　日付で変更確認申請のあった経営資源活用の共同化に関する事項については、引き続き、国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令の規定に基づく経済産業大臣の証明に係る基準等第５の１に規定する基準に適合することを証する。

　なお、証明を行った経営資源活用の共同化に関する事項のうち、特別新事業開拓事業者の情報及び特別勘定及び当該株式に関する状況については、別表のとおりである。

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

# 様式１３

国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令第４条第２項の規定に基づく経済産業大臣の証明を受けた特定事業活動に関する継続証明申請書

（省令第３条第１項第２号の事業活動に関する場合）

　　年　　月　　日

経済産業大臣　名　殿

法人番号

名　　　　称

住　　　　所

代表者の氏名

国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令第４条第１項の規定により、（証明を受けた時の文書番号）において、経済産業大臣の証明を受けた経営資源活用の共同化に関する事項について、同条第２項の規定により、継続証明を受けたいので下記のとおり申請します。

なお、経済産業大臣の証明を受けた経営資源活用の共同化に関する事項のうち、特別新事業開拓事業者の情報及び特別勘定及び当該株式に関する状況については、別表のとおりである。

記

１．特別新事業開拓事業者の株式の状況等（別紙３）

２．特定事業活動の進捗等（別紙４）

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

# 別紙３

特別新事業開拓事業者の株式の状況等

（証明を受けた時の文書番号）において、経済産業大臣の証明を受けた経営資源活用の共同化に関する事項について、下記のとおり、報告します。

１．経済産業大臣の証明を受けた特別新事業開拓事業者の株式の移動や配当等、特別勘定取崩し事由の有無

* 該当有り
* 該当無し

（注）「該当有り」の場合にのみ２を記載。

２．特別勘定取崩し事由に該当する特別新事業開拓事業者の株式の状況

（１）特別勘定取崩し事由があった特別新事業開拓事業者の名称及び特別勘定取崩し額

|  |  |
| --- | --- |
| 名称 |  |
| 特別勘定取崩し額 |  |

（２）特別勘定取崩し事由

* 特定株式の全部又は一部を有しなくなった
* 特定株式につき配当を受けた
* 特定株式の帳簿価格を減額した（減額とは税務上の簿価の減額を指す）
* 特定株式を組合財産とする投資事業有限責任組合等の出資額割合の変更があった
* 特定株式に係る特別新事業開拓事業者が解散した
* 対象法人（経営資源活用共同化推進事業者）が解散した
* 特別勘定の金額を任意に取り崩した
* 対象法人（経営資源活用共同化推進事業者）と特殊の関係のある組合の各組合員の出資割合に変更があった
* 保有する議決権株式の割合が過半数を下回った

（注）該当事項が複数存在する場合は、特別新事業開拓事業者ごとに本紙を提出する必要がある。

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

（記載要領）

□がある項目については、内容を確認の上、該当するものに✔を記すこと。

# 別紙４

特定事業活動の実施状況

１．特別新事業開拓事業者

　（名称）

２．特定事業活動の実施状況

□　経営資源活用共同化推進事業者による特定事業活動については、以下の要件が継続しております。

●特別新事業開拓事業者の経営資源が、経営資源活用共同化推進事業者が十分に有するものでなく、特定事業活動における高い生産性が見込まれる事業を行うこと又は新たな事業の開拓を行うことに資するものであること

●経営資源活用共同化推進事業者が行う資料又は情報の提供その他の協力が特別新事業開拓事業者の成長に貢献すること

●特別新事業開拓事業者が株式を取得した時において営んでいた事業を引き続き営んでおり、かつ、取得後に他の者の事業の全部又は一部を譲り受けたことがないこと（当該特別新事業開拓事業者の成長発展の状況に関して国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令第４条第３項の規定に基づく経済産業大臣の証明を受けた場合を除く。）

申請時に経済産業省に提出した様式１２に記載の特定事業活動の進捗については以下の通りです。

|  |
| --- |
|  |

３．特定事業活動を行う経営資源活用共同化推進事業者についての変更の有無

* 有り
* 無し

（注）「有り」の場合にのみ４を記載。

４．変更内容

|  |  |
| --- | --- |
| 変　更　前 | 変　更　後 |
|  |  |

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

（記載要領）

１．□がある項目については、内容を確認の上、該当するものに✔を記すこと。

２．「４．変更内容」については、経営資源活用共同化推進事業者の法人番号に変更があれば、変更前後の法人番号も記載すること。

# 様式９

国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令第４条第２項の規定

に基づく経済産業大臣の証明の継続証明

年　　月　　日

経営資源活用共同化推進事業者名　殿

経済産業大臣　名

　国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令第４条第１項の規定により、（証明を受けた時の文書番号）において、経済産業大臣の証明を受けた経営資源活用の共同化に関する事項について、特定事業活動を継続していることを証する。

なお、経済産業大臣の証明を受けた経営資源活用の共同化に関する事項のうち、特別新事業開拓事業者の株式の取得により計上した特別勘定及び当該株式の状況については、別表のとおりである。

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

# 様式１４

国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令第４条第３項の規定に基づく経済産業大臣の証明を受けた特定事業活動に関する成長発展の証明申請書

　　年　　月　　日

経済産業大臣　名　殿

法人番号

名　　　　称

住　　　　所

代表者の氏名

国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令第４条第１項の規定により、（証明を受けた時の文書番号）において、経済産業大臣の証明を受けた経営資源活用の共同化に関する事項について、同条第３項の規定により、証明を受けたいので下記のとおり申請します。

なお、経済産業大臣の証明を受けた経営資源活用の共同化に関する事項のうち、特別新事業開拓事業者の成長発展に関する状況については、別紙のとおりである。

記

特別新事業開拓事業者の成長発展に関する状況（別紙５）

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

# 別紙５

特別新事業開拓事業者の成長発展に関する状況

１．株式を取得した日の直前の事業年度に関する状況

|  |  |
| --- | --- |
| 1. 売上高 | 億円 |
| 1. 研究開発費 | 億円 |
| 1. 減価償却費 | 億円 |
| 1. （研究開発費＋減価償却費）／売上高 | ％ |
| 1. 研究開発費／売上高 | ％ |
| 1. 営業利益 | 億円 |

２．証明を受ける事業年度に関する状況

証明を受ける事業年度：

|  |  |
| --- | --- |
| 1. 売上高 | 億円 |
| 1. 売上高成長率（⑦／①） | ％ |
| 1. 研究開発費 | 億円 |
| 1. 研究開発費成長率（⑨／②） | ％ |
| 1. 研究開発費増加額（⑨－②） | 億円 |
| 1. 減価償却費 | 億円 |
| 1. 減価償却費成長率（⑫／③） | ％ |

３．取得した株式

|  |  |
| --- | --- |
| 1. 国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令第３条第１項第２号の事業活動により取得した株式の金額×１５％ | 億円 |

４．適合する基準

* ⑦が３３億円以上であり、かつ、⑧が１７０％以上であること
* ①が１０億円以下であり、かつ、④が５％以上である場合

⑦が１．５億円以上であり、⑧が１１０％以上であり、かつ、次に掲げるいずれかの要件に該当すること

（１）⑨が４．６億円以上であり、かつ、⑩が１９０％以上であること

（２）⑫が０．７億円以上であり、かつ、⑬が３００％以上であること

* 株式を取得した日の直前の事業年度において営業損失を生じており、①が４．２億円以下であり、かつ、⑤が１０％以上である場合

⑨が６．５億円以上で、⑩が２４０％以上であり、かつ、⑪が⑭以上であること

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

（記載要領）

１．□がある項目については、内容を確認の上、該当するものに✔を記すこと。

２．「１．株式を取得した日の直前の事業年度に関する状況」、「２．証明を受ける事業年度に関する状況」に関し、当該状況に関する資料（損益計算書及び貸借対照表等）を添付すること。

３．売上高について、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和３８年大蔵省令第５９号）第８条８項に規定する関係会社（以下、「関係会社」という。）間の取引により計上された売上高を含めてはならない。ただし、その取引の後に、関係会社以外に売上高が計上された場合は含めてもよい。

４．減価償却費について、租税特別措置法（昭和３２年法律第２６号）又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成２３年法律第２９号）上の特別償却の規定の適用を受けている場合、当該特別償却費を減価償却費に含めないこと。

５．減価償却費及び研究開発費について、国、地方公共団体又は独立行政法人による施策により得た補助金を用いて行う、設備投資に伴う減価償却費又は研究開発費が含まれている場合、当該補助金の額を減価償却費又は研究開発費から除くこと。

# 様式１５

国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令第４条第３項の規定に基づく経済産業大臣の証明

年　　月　　日

経営資源活用共同化推進事業者名　殿

経済産業大臣　名

国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令第４条第１項の規定により、（証明を受けた時の文書番号）において、経済産業大臣の証明を受けた経営資源活用の共同化に関する事項について、国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令の規定に基づく経済産業大臣の証明に係る基準等第５の２に規定する基準に適合することを証する。

記

証明する事業年度：

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

# 様式１６

国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する

経済産業大臣の変更証明申請書

　　年　　月　　日

経済産業大臣　名　殿

法人番号

住　　　　所

名　　　　称

代表者の氏名

　　　　　年　　月　　日付で証明を得た経済産業大臣の証明について、国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令の規定に基づく経済産業大臣の証明に係る基準等第６の１８において準用する第６の５の規定により、下記変更後も、引き続き、同基準等第５の２に規定する基準に適合することの証明を受けたいので申請します。

記

１．変更内容

|  |  |
| --- | --- |
| 変　更　前 | 変　更　後 |
|  |  |

２．変更の趣旨及び変更後も国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令の規定に基づく経済産業大臣の証明に係る基準等第５の２に規定する基準に適合するとする理由

|  |
| --- |
|  |

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

# 様式１７

国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する

経済産業大臣の変更証明通知書

年　　月　　日

経営資源活用共同化推進事者名　殿

経済産業大臣　名

　　　年　　月　　日付で変更確認申請のあった経営資源活用の共同化に関する事項については、引き続き、国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令の規定に基づく経済産業大臣の証明に係る基準等第５の２に規定する基準に適合することを証する。

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。